様式第24号(第20条関係)

(表)

|  |
| --- |
| 番号  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項の規定に基づく身分証明書  所属部署  氏名  生年月日  　上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定に基づく立入検査の権限を持つ職員であることを証明します。  　　　　　　年　　　月　　　日  出雲市長 |

(裏)

|  |
| --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)  第19条　都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。  3　前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  4　第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |